

## ○九州工業大学東京衛星開発拠点利用取扱要項

令和 7年12月15日  
研究本部長 裁定

改正 令和 8年 1月30日

### 九州工業大学東京衛星開発拠点利用取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学革新的宇宙利用実証ラボラトリー内規（令和7年12月15日研究本部長裁定）第3条の2第2項の規定に基づき、東京衛星開発拠点（Rapid Prototyping and Production Laboratory 以下「R P P L」という。）の利用の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申込みの方法)

第2条 利用の申込みは、別記様式第1号により行うものとする。

(受入条件)

第3条 利用の受入れの条件は、次の各項に掲げるとおりとする。

2 次の各号に掲げる場合には、利用者の受ける損害に対して九州工業大学及びその関係者はその責任を負わない。

(1) やむを得ない事由によって利用を中止したため損害が生じたとき。

(2) 利用を行うために持ち込まれた衛星・コンポーネント・材料・測定機器・その他物品（以下「供試体等」という。）に損害が生じたとき。

(3) 第5項の場合において、R P P Lのハードウェア・ソフトウェア（以下「機器等」という。）の使用者の責に帰する事由によって損害が生じたとき。

3 供試体等の搬入及び搬出は、すべて利用者が行うものとする。

4 革新的宇宙利用実証ラボラトリー施設長（以下「施設長」という。）が受入れできないと判断した供試体等に係る利用については、受入れをしないものとする。

5 利用者が学内担当者の指導・立会いの下で直接R P P Lの機器等を使用する場合は、別記様式第2号の使用申請書を提出し、同書の確認事項を遵守のうえ使用するものとする。この場合において、利用者は、機器操作に習熟していると施設長が認めた者に限る。

6 R P P Lの機器等の利用によって得られたデータについて、九州工業大学（以下「本学」という。）は保証しないものとする。

(受入れ及び結果の通知)

第4条 利用の受入れの可否及び利用の結果の通知は、施設長が別に定める手続きを経て行うものとする。

(秘密の保持等)

第5条 R P P L及び利用者は、利用の実施で知り得た相手方の秘密、知的財産権等を、相手方の書面による同意なしに開示してはならない。

2 利用で得られたデータを利用者が公表する場合、原則として、本学の名称を使用することはできない。本学を特定できる表現も同様とする。ただし、施設長が本学の名称の使用を許可した場合はこの限りでない。

(利用の料金)

第6条 利用による機器等の利用料金は、別表のとおりとする。ただし、利用の実施上、施設長が必要と認めて利用のために機器等の消耗品等の提供を要請した場合には、消耗品等に相当する額の料金を収納しないことができる。

2 利用料金は、本学が発行する請求書により収納するものとする。

3 利用の費用は依頼者と協議の上、前納・後納を決めることとする。

附 則

この要項は、令和7年12月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年1月30日から施行する。

別表 東京衛星開発拠点利用料金表（第6条関係）

項目	金額	占有使用に係る金額
長期利用* <sup>1</sup>	50万円/月	150万円/月* <sup>5</sup>
1日単位利用* <sup>2</sup>	5万円/日	15万円/日
夜間利用* <sup>3</sup>	5万円/日	15万円/日
機器オペレータサポート料* <sup>4</sup>	3万円/日	
衛星等保管料	1万円/日	

\*1 夜間土日も含めて使用可能

\*2 利用時間は平日の10:00-17:00となります。

\*3 利用時間は平日の17:00-21:00となります。

\*4 R P P L内の利用に際し、九工大側スタッフが機器の操作を行う場合に請求されます。

\*5 占有利用は、1回あたり最長で2か月とし、1年度内の占有利用期間は合計で4か月を超えないものとする。

別記様式第1号（第2条関係）

九州工業大学東京衛星開発拠点利用依頼書

年 月 日

国立大学法人九州工業大学革新的宇宙利用実証ラボラトリー施設長 殿

住所：〒  
 会社・団体名：  
 担当者（所属・氏名）：  
 電話番号：  
 E-mail：  
 請求書送付先：

郵送又はE-mail送付のどちらかをお選びください。（郵送 or E-mail送付）

郵送の場合は、郵送先住所、E-mail送付の場合はE-mail（担当者がいればお名前も）をご記入ください。

住所又ははE-mail：

九州工業大学東京衛星開発拠点利用取扱要項の内容を熟知の上、次のとおり利用を依頼します。

利用名			
依頼事項 (依頼する利用内容に関する情報を出来る限り簡潔に記載してください。また、添付資料等があれば、添付してください。)			
相談希望日		利用希望日	
別途料金表による利用の料金	円		
利用担当者	コメント		

※ 利用依頼者は太線枠内を記入してください。

受付番号： \_\_\_\_\_ 号

受付日： \_\_\_\_\_

受付担当者： \_\_\_\_\_

施設長 確認印	RPPL 担当 確認印

請求処理確認
請求発行年月日
-----
担当印：

別記様式第2号（第3条関係）

九州工業大学東京衛星開発拠点利用申請書

年 月 日

国立大学法人九州工業大学革新的宇宙利用実証ラボラトリー施設長 殿

住所：〒  
氏名又は名称：  
（連絡先）  
担当者（所属・氏名）：  
電話番号：  
FAX 番号：  
電子メール：  
請求書送付先：

次の確認条項に同意し、東京衛星開発拠点（以下「R P P L」）内機器等の使用について申請します。

1. R P P L内機器等の使用については、申込時に使用者が九州工業大学の担当者と十分な相談をして、九州工業大学東京衛星開発拠点利用依頼書（別紙様式第1号）を提出する。
2. 利用料金は利用前又は利用後に納入するものとする。
3. 機器等の故障などで利用を行えない場合には、利用を延期することがあるが、それに関わる損害を利用者は請求できない。
4. 施設長及び担当者は、利用者が機器を取り扱うのに十分な資質を有していないと判断したときには、いかなる時点においても作業を制止できる。また、毒物や法律等に触れるもの、さらに機器を破損する恐れのあるものなど施設長及び担当者が受入れできないと判断したものについては利用を拒否する。
5. 利用については、利用者は単独で行うのではなく、九州工業大学の担当者が同席して担当者の指導・立会いの下で利用者が作業する。利用者の責任で設備を棄損又は滅失したときは利用者がこれを原形に復し、また損害を賠償する。
6. 利用者は、機器の利用にあたって、関係法律を守り、安全衛生対策及び事故防止に十分注意を払うものとする。また、利用者は、指定された場所以外に許可なく出入りすることはできない。
7. 前記6の項目に反して、利用者の過失により本人が怪我又は病気をした場合は、九州工業大学は一切責任を負わないものとする。
8. 利用者は、承認された時間内に清掃を含めて全ての作業を終了する。
9. 利用で得られたデータは、九州工業大学が保証するものではない。そのため、データの外部への公表は、原則として、九州工業大学名を使う事はできない。九州工業大学を特定できる表現も使えない。ただし、施設長が大学名の使用を許可した場合はこの限りではない。
10. 前記9の項目に反して、外部に公表したことで九州工業大学が受けた被害及び損害については、使用者及びその委託者が賠償するものとする。